

豊島区 TOSHIMA CITY ワーク・ライフ・バランス 推進認定企業を募集しています！

☆ 豊島区では、「仕事と育児・介護の両立」や「働きやすい職場づくり」などのワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の認定を行っています。建設業、情報通信業、サービス業、金融業、福祉業…など、様々な業種の企業様からご申請いただき、現在では全 56 社を認定しております。

募集期間：令和 2 年 8 月 17 日（月）～10 月 16 日（金）

認定企業
になる
メリット

1. 豊島区の様々な広報媒体による紹介

企業のイメージアップ や 人材確保 につながります！

・ としま情報スクエア
(区広報番組への出演)



・ 広報としま



・ 豊島区ホームページ



2. 認定マークの使用

ワーク・ライフ・バランス
推進認定企業
年 豊島区認定

ハローワークの求人票や企業ホームページ等に認定マークを掲載することができます。

3. 契約面での加点

入札・加点

契約課での工事案件の豊島区施工能力審査型総合評価方式の入札と、プロポーザル方式の業者選定及び指定管理者選定において加点されます。

4. 認定書の授与



認定書授与式にて認定書を授与いたします。

申請窓口
お問合わせ

豊島区総務部男女平等推進センター（エポック 10）
〒171-0021 豊島区西池袋 2-37-4 としま産業振興プラザ（IKE・Biz）3 階
TEL 03-5952-9501 FAX 03-5391-1015 Eメール A0029117@city.toshima.lg.jp
月～金曜日 9:00～17:00（※毎月最終月曜日は休館）

◇ 対象企業

豊島区内に本社又は主たる事業所がある企業

(制度の対象とならない企業もございます。詳細は区ホームページをご覧ください。)

◇ 認定を受けるための視点

- ①ワーク・ライフ・バランスに対する会社の人事・経営方針
- ②育児・介護と仕事との両立
- ③働きやすい職場づくりへの配慮
- ④従業員の採用・職域への配慮 など

◇ 認定期間

2年間 (令和2年度の申請において認定された場合、令和3年4月1日から令和5年3月31日まで)

◇ 申請方法

以下の書類を豊島区総務部男女平等推進センターあてに持参または郵送してください。

応募された書類等は返却いたしません。あらかじめご了承ください。

- ①豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定申請書(第1号様式)
- ②豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定チェックシート(第2号様式)
- ③ワーク・ライフ・バランスに関する取組みについて
- ④労働基準監督署提出済みの就業規則の写し
- ⑤チェックシートの各項目が明らかになる根拠資料

(企業内周知のためのチラシ、メール、研修資料のコピーなど)

- ⑥一般事業主行動計画の写し(※常時雇用労働者が101人以上の企業のみ)

※①~③の様式は、豊島区ホームページからダウンロードできます。

URL : <http://www.city.toshima.lg.jp/050/kuse/danjo/balance/016828.html>



◇ 認定までのスケジュール



◇ 豊島区ワーク・ライフ・バランス推進認定企業56社一覧(令和2年4月1日現在)

